

[事案 28-66] 三大疾病保険金支払請求

・平成 28 年 11 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人からがんと診断されれば三大疾病保険金が支払われると説明されていたことを理由に、上皮内がんと診断されたことに対して三大疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月に契約した三大疾病保障保険について、以下の理由により、三大疾病保険金と上皮内新生物診断保険金との差額の範囲内で金銭的な救済措置を行ってほしい。

(1)平成 27 年 5 月に上皮内がん（非浸潤性乳管癌）と診断確定されたため、保険会社に保険金を請求したところ、三大疾病保険金と比べて少額の上皮内新生物診断保険金しか支払われなかった。

(2)契約時に、上皮内がんと診断された場合の保険金について説明を受けた記憶はない。

(3)契約後、募集人が定期訪問に来た際は、がんと診断された場合は三大疾病保険金が支払われるという説明しかなく、上皮内がんと診断された場合の保険金について説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)本件契約時に、募集人は申立人宅を複数回訪問し、各種資料を交付して支払条項について説明している。

(2)契約後の定期訪問時に、限られた時間の中で上皮内がんに対する保険金についても説明する義務があるとはいえない。また、上皮内がんに対して三大疾病保険金が支払われるといった誤説明をしたわけではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時および契約後の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、上皮内がん罹患した際に浸潤性がんの場合と同額の保険金を支払う契約が成立したと解することはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。